

営繕工事における熱中症対策に係る費用について（新潟市）

1 対象工事

公共建築工事積算基準に基づき積算する本市発注の全ての営繕工事とする。
(既契約工事及び入札手続き中の工事を含む)

2 工事費への費用計上の考え方

一般的な熱中症対策に関する項目（別表参照）は、共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれており、当初工事費に費用計上されているが、熱中症対策として、以下のような項目を実施する場合については、受発注者間で必要な設置期間等を協議の上、設計変更により対応することとする。ただし、令和元年度以降に行う熱中症対策に限るものとする。

- (1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）
- (2) ドライミスト
- (3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置

(別表)

一般的な熱中症対策に関する項目（共通仮設費率及び現場管理費率等に含まれる項目）

- ・ 作業場用大型扇風機
- ・ 作業場換気用送風機
- ・ エアコン、シャワー室、給水器、冷蔵庫、製氷機
- ・ 熱中飴、タブレット、経口補水液の常備
- ・ 遮光チョッキ、空調服

等